

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

令和元11月22日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 新庄・最上さくらが丘斎苑の平成30年度の施設管理に係る事務の執行について
- 2. 対象団体 株式会社セロン東北（指定管理者）
- 3. 監査期間 令和元年8月22日から令和元年9月4日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 火葬場使用料の徴収事務について、火葬場使用料に関する出納帳の入金額の月計と翌月市へ払い込みした火葬場使用料の不一致が認められるため、火葬場使用料の出納管理においては、関係法令等に基づき、明確かつ適切に管理すること。</p>	<p>1. 火葬場に現金を保管しないようにするため、ATMで銀行口座へ即日入金を行っていた。しかし、入金を行う際にATMで小銭の入金ができず、小銭の入金については後回しにしていたため、当月の火葬料と翌月払い込み額の不一致が生じていました。</p> <p>新庄市環境課からの指導を受けATMでの記録を出納帳にするのではなく、火葬場で受け取った使用料の記録を行い、適正な出納帳を作成し運用を行います。（令和元年9月分より実施済み。）また、使用料の管理については、疑念の出ないよう小銭の入金を後回しにせず銀行窓口で入金を行い、市への払い込みは基本協定書、仕様書および関係法令等に基づき適切に管理を行います。</p>